

# 「確保法」ができて、どう変わった？

## フリースクールなど

学校以外の多様な学びの場として、学校や公共施設に情報発信できた。フリースクール等が大切な場であると認められ、子どもたちの選択できる学びの場が増えた。

## 親

「学校を休んでもいい」と負い目を感じずに言えるようになった。家庭も教育の場であることが認められ、ホームエデュケーションがしやすくなった。

## 地域

これまでは不登校について偏見があったが、「問題行動ではない」ことがわかり、地域みんなで支えていくという認識になった。

## 学校

子どもが辛い時、無理して「学校に来てください」と言わなくてもよくなった。また、地域のフリースクールや居場所、親の会の情報を親に伝えやすくなった。

### 「教育機会確保法」について 文科省からのお知らせ

●文科省「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)」平成28年12月22日

●文科省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」令和元年10月25日

### 発行団体について

NPO法人 登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク

日本全国の不登校・登校拒否の子どもと親を支える団体をつなぐネットワークです。

HP: <https://futoko-net.org> MAIL: [info@futoko-net.org](mailto:info@futoko-net.org) TEL: 03-3906-5614



学校は休んでもいいんだよ

# 知っていますか？

2017年施行された 大切な法律

# 教育機会確保法

不登校は問題行動じゃないよ

「学校復帰」だけでなく、多様な学びの場で成長していいんだよ

発行：NPO法人 登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク [2021年3月発行]

このリーフレットは「公益財団法人 キリン福祉財団」より助成を受けて作成しました。

「教育機会確保法<sup>\*</sup>」は、不登校の当事者・親の声をもとに生まれた、

一人ひとりに合った学びの場を保障するための法律です。

※(正式名称)義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

## 1. 休養の必要性

体調不良、いじめ、周囲になじめない…様々な理由で学校に行けなくなった子どもが、「休んでも良い」ということが、初めて法律に盛り込まれました。辛いときは、休むことが必要であることが認められました。(第13条)

「確保法」の  
大まかなポイント

5っ

## 2. 学校以外の 学びの場の大切さ

フリースクールや家庭など、学校以外の多様な学び場を選択できることが大切です。一人ひとりに合った居場所・学習環境を確保することの重要性が明記されています。(第13条)

親・子どもの  
声

● 辛い時は休んでいいことが分かって安心した。

● 学校に行けない自分が悪いわけじゃないって分かった。

● 学校以外でも勉強できるのがうれしい。

● お母さんが学校に行けって言わなくなったから、家で安心してできるようになった。

## 3. 「学校復帰」ではなく 「社会的自立」

これまでは、不登校対策として「学校復帰」が前提とされていましたが、確保法の理念に基づき、令和元年10月25日の文科省の通達により、「学校復帰」の文言がある通知は廃止され、「社会的自立」を目指すことが明記されました。

## 5. 子どもや親への 必要な情報提供

学校や地方公共団体は、子どもや親に必要な情報提供をすることが明記されました。休養の必要性や民間施設の紹介など、個々への適切な支援のために、積極的な情報交換や連携をすることとしています。(第13条)

## 4. 公民連携

国、地方公共団体、フリースクールや親の会等、民間の団体その他の関係者がお互いに協力して連携していくことが基本理念として明記されています。(第3条)

● 確保法を知ってから、「親も子どもも無理なくていいんだ」と、本当に心が軽くなりました。今、息子はフリースペースでのびのびと笑顔で過ごしています。あのまま学校という場に縛られていたら、新しい世界は開けなかっただろうと思います。

● 「大丈夫」と言われているようで嬉しい。家で過ごすことのすばらしさ、子どもを丸ごと受け入れることなど、大切な日々の営みをゆっくり温めていけたらと思います。